

お知らせ

記者発表資料

令和5年3月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

届出対象区域の指定を行います

～沿道民地における電柱を対象とした「届出・勧告制度」の運用を開始しました～

災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止の観点から、令和3年9月に沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止するため道路法改正・施行されました。

これを踏まえ中国地方整備局では、管内において届出対象区域の指定を行いましたのでお知らせします。

1. 届出対象区域の指定を行った箇所

路線名	箇所	延長 (km)	最大 幅員 (m)	道路法第44条第3項の 規定による措置の対象
国道2号	大竹市黒川町一丁目六三七番九から同市小方一丁目一四九一番六まで	1.0	9.6	電柱

別紙1:「届出・勧告制度」の概要

別紙2:届出対象区域該当箇所

【問い合わせ先】

中国地方整備局 道路部 道路管理課 課長
[担当] 課長補佐
Tel: 082-221-9231 (代表)
082-511-6332 (夜間)

山本 (内線 4411)
前田 (内線 4412)

「届出・勧告制度」の概要

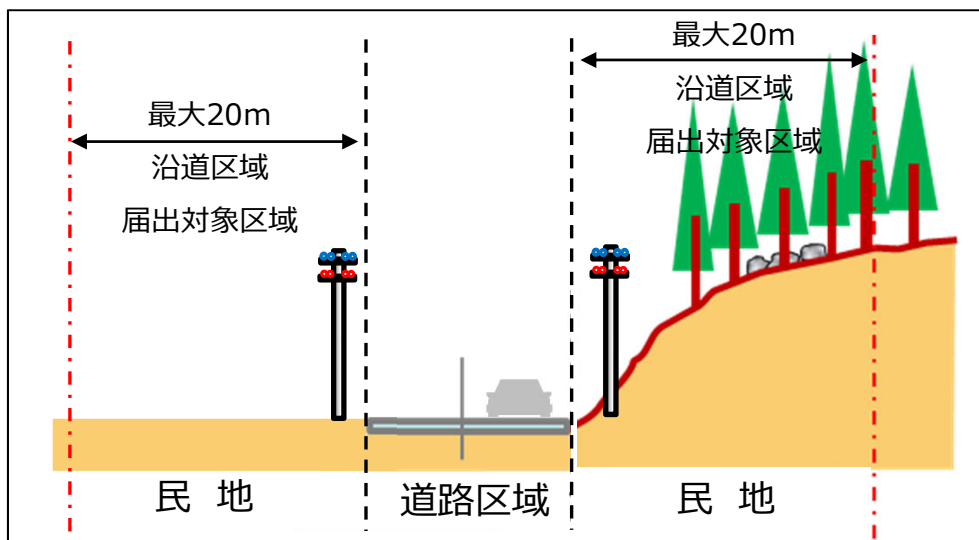
○目的

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正(R3.9施行))

○制度の概要

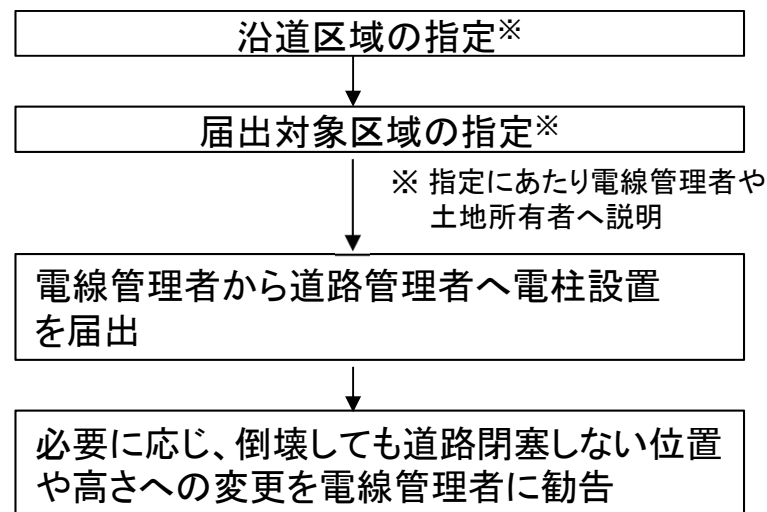
道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱)を設置する際は、電線管理者から道路管理者へ届出。届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



沿道区域:道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域
届出対象区域:沿道区域の全部又は一部において、電柱を設置する際、届出が必要な区域

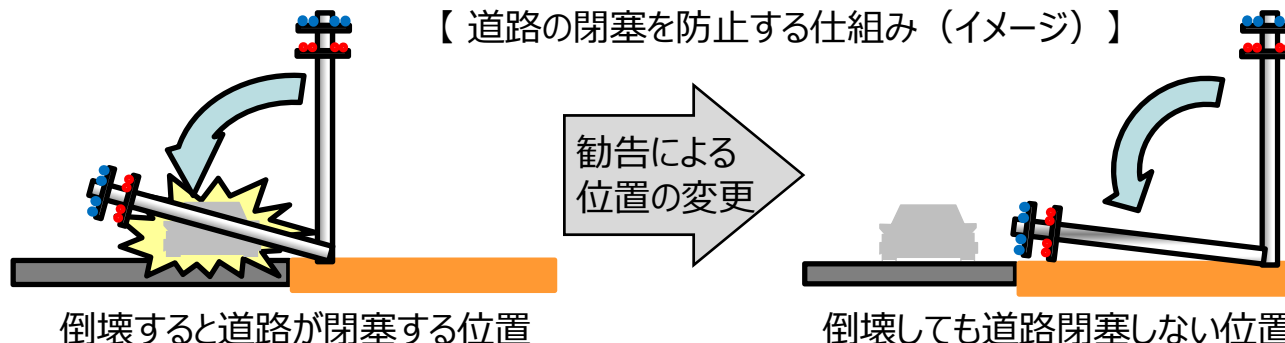
【手続きの流れ】



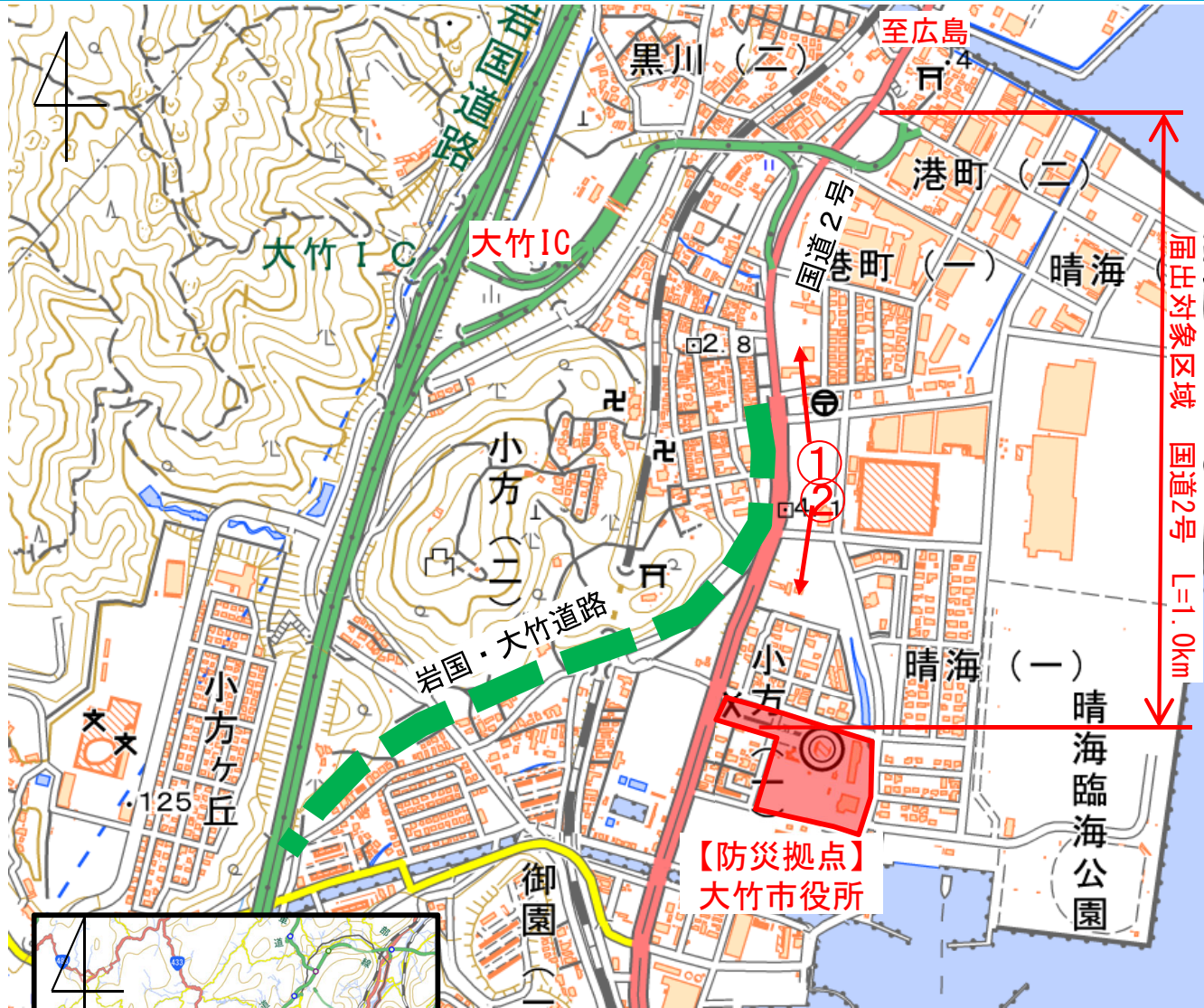
【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】



【道路の閉塞を防止する仕組み(イメージ)】



届出対象区域 該当箇所



至岩国